自治会等地縁による団体功労者
総務大臣表彰おめでとうございます

栃木市自治会連合会の理事である落合雅雄氏が総務大臣表彰を受賞されました。

落合氏は昭和６０年４月から平成１８年まで倭町北五自治会長として、平成１８年から栃木第２地区自治会連合会長として地元の防災・防犯活動など各種活動の企画運営の中核を担ってきました。また、平成２５年から２９年まで、現在の栃木市自治会連合会の初代会長として行政との調整、地域活動の推進と住民自治の発展のため中心的な役割を果たすなど、長年にわたる自治会活動が評価され、受賞されました。

なお、今年度は県内で３名が受賞され、栃木市では２年連続の受賞となりました。

問合先　地域づくり推進課　☎(21)2331

相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相　　談	日　時	場所／問合先
○弁護士相談（**事前に要予約**）（弁護士が法的な見解等を助言）	2月8日（金）、22日（金） 3月8日（金）、22日（金） 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室／ 市民生活課☎(21)2122
	3月20日（水） 10時～12時	大平隣保館2階相談室／☎(43)6611 0120 0120-46-7830
	2月18日（月） 10時～12時	藤岡公民館1階 研修室／ 藤岡市民生活課☎(62)0905
	2月26日（火） 10時～12時	都賀総合支所 別館2階 会議室／ 都賀市民生活課☎(29)1124
	3月26日（火） 10時～12時	西方総合支所1階 会議室／ 西方市民生活課☎(92)0308
	2月21日（木） 10時～12時	岩舟総合支所1階 相談室／ 岩舟市民生活課☎(55)7763
○法律相談（**事前に要予約**） ※栃木市社会福祉協議会主催	2月5日（火）、19日（火） 9時～12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館／社会福祉協議会大平支所☎(43)0294
○宅地建物相談（**事前に要予約**） （土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理）	2月15日（金） 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室／ 市民生活課☎(21)2122
○市民相談 （日常生活の問題など）	月～金曜日 9時～17時	本庁舎2階 市民相談室／ 市民生活課☎(21)2122
○消費生活相談（商品やサービスなど消費生活全般）	月～金曜日 9時～16時	入舟庁舎／消費生活センター ☎(23)8899 FAX(23)8820
○合同相談 （行政相談・人権相談） ※移動県民相談も同時開設	2月12日（火）、26日（火） 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室／ 市民生活課☎(21)2122
	3月20日（水） 10時～12時	大平総合支所1階 相談室／ 大平市民生活課☎(43)9211
	※2月13日（水） 10時～12時	藤岡公民館1階 研修室／ 藤岡市民生活課☎(62)0905
	2月26日（火） 10時～12時	都賀総合支所 別館2階 大会議室／ 都賀市民生活課☎(29)1124
	3月26日（火） 13時30分～15時30分	西方総合支所1階 会議室／ 西方市民生活課☎(92)0308
	※2月21日（木） 13時30分～15時30分	岩舟総合支所1階 相談室／ 岩舟市民生活課☎(55)7763
○人権相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	大平隣保館☎(43)6611 0120 0120-46-7830 厚生センター☎(24)2444 人権・男女共同参画課☎(21)2161
○配偶者等からの暴力(DV)相談	月～金曜日 9時～16時	配偶者暴力相談支援センター ☎（21）2218
○いじめ相談電話	月～金曜日9時～17時 ※土日祝日・時間外は留守電・FAX	本庁舎／青少年育成センター ☎(24)0667　FAX(21)2690
○青少年相談 （非行問題・不登校など）	月～金曜日 9時～17時	本庁舎／青少年育成センター ☎(23)6566　FAX(21)2690
○家庭児童相談（0～17歳の子どもとその家族）	月～金曜日 9時～16時	本庁舎／家庭児童相談室（子育て支援課内）　☎(21)2227
○児童虐待相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎／子育て支援課☎(21)2226 ※左記以外の時間は☎189 (児童相談所全国共通ﾀﾞｲﾔﾙ)
○障がい児者相談（福祉サービスの利用・障がいを理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止）	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎／障がい児者相談支援センター（障がい福祉課内）☎(21)2235、(21)2236、(21)2208 FAX(21)2682
○就労支援相談(**事前に要予約**) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時～21時 第1・3土曜日17時～21時 ※祝日除く	栃木勤労青少年ホーム☎(22)3113
	第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時 ※祝日除く	大平勤労青少年ホーム☎(43)5191
○高齢者相談 (介護や福祉、生活全般、虐待)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎／栃木中央地域包括支援センター☎（21）2245・2246
○もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	2月8日（金） 10時～11時30分	本庁舎1階 市民スペース／栃木中央地域包括支援センター☎(21)2171・2246

Happy子育て 74

「甘えやわがまま」上手に受け止めよう

最近、ある子育て講座で「甘やかすと甘えさせる」をテーマに、講師と参加した保護者が意見を交わす場面がありました。「甘やかす・甘えさせる」は具体的にはどんなことなのか？保護者から『甘やかす』は、不必要な物でも、すぐ買い与えてしまうこと、わがままを聞いてしまうこと。『甘えさせる』は、子どもが話を聞いて欲しいとか一緒に遊びたい、べたべたしたい、くっつきたいなど、子どもが自分の気持ちを叶えたい時の感情を受け止めること」といった意見が出ました。

そのうえで、講師からは「甘やかす・甘えさせる」ことについて、次のようなアドバイスがありました。

子どもにとって「甘えやわがままを聞いてもらう」ことは、「親や大人から、愛情をもらう」ということで、安心して生きていく意欲や力の元になり、この安心感がなければ、健全な成長はできないそうです。子どもの「甘えやわがまま」などの気持ちをまず、受け止めることが大切。そのうえで、子どもが甘えてきた場合、次のような言い換えで対処する方法が紹介されました。

○「忙しいんだから、自分でやりなさい！」→「〇〇をしてもらいたかったのね。今、忙しくてできないんだ、ごめんね。」

○「お誕生日じゃないんだからダメ！それに教育に悪いから、ゲームじゃなくてこっちのオモチャにしなさい。」→「このゲームが欲しかったのね。みんな持ってるから欲しくなっちゃうよね。だけど、お誕生日まで待とうね。」

このように言い方を換えるだけでも、気持ちを受け止めることになります。気持ちをたっぷり受け止めて、子どもが自信を持って人生を歩めるようにしていきましょう。小さい頃の親との人間関係は、全ての人間関係のベースとなります。

生涯学習課 ☎(21)2490

くらしの窓

車の購入トラブル

自動車の購入に関する消費者相談の多くは「気が変わった」「支払いが困難」など、キャンセルに関する相談です。しかし、購入前に十分に検討してから契約する自動車には、クーリング・オフ制度は適用されません。キャンセルできるかは「契約が成立しているかどうか」がポイントとなります。

一般に、自動車の現金売買の場合の契約成立日は、①「登録」②「改造・架装・修理の着手」③「引き渡し」のうち、いずれか早い日です。クレジット契約の場合は、クレジット会社が承諾の通知をした日となります。契約成立後の解約は、販売店から高額の違約金を請求されることがあります。請求額が平均的な損害額を超える場合、超えた部分は無効となりますが、トラブルを避けるためにも、契約前に内容をよく確認しましょう。

また、購入後に不良個所が見つかりトラブルになることもあります。新車の場合、初期不良があった場合でも、新しい車との交換ではなく、まずは修理や部品の交換などでの対応となりますので、注意しましょう。

中古車の場合、自然に消耗したものとはいえないもので事前に説明が無かった不具合（隠れた瑕疵）が判明した場合、販売店には「売主の瑕疵担保責任」が生じます。たとえ販売店がその瑕疵を知らなかった場合でも、無償修理を請求することができます。

中古車を購入する際は、販売店が「自動車公正取引協議会」や「日本中古自動車販売協会連合会」の加盟店か確認しておくことが大切です。万一トラブルが起きた場合には、各相談センターで対応してもらう事ができます。

最近はインターネットで中古車等を探し、現物を見ずに購入契約をしてしまい、納車されてからインターネットに載っていた情報と違うというようなことでトラブルに発展するケースも増えています。「今決めないと売れてしまう」などと急かされても、すぐには決めず、購入した後の事も考え、車の状態や条件、アフターサービス等を確認してから購入を検討するようにしましょう。

消費生活センター（入舟庁舎内）☎(23)８８９９／FAX(23)８８２０

冬本番！まだまだ寒～い！！
給油の手間がいらない
ガスファンヒーター!!
お得な料金メニューで、さらに使いやすく！
私たちにお気軽にご相談下さい！
Gas One 栃木ガス株式会社
栃木市城内町2-2-23 TEL0282-22-2939

うつ病、手足の障害、人工透析、心臓疾患、がん など
病気でお悩みの方、働けない方
障害年金
を申請してみませんか？
※多くの傷病が対象になります。
※受給にはいくつかの要件があります。（原則20～64歳）
相談料 0円
手続依頼後は料金が掛かります
☎0282-45-1709
吉見社会保険労務士事務所
栃木市大平町西野田363-5 セントラルヒルB
ご依頼は実績豊富な社会保険労務士へ！

©栃木県　とちまるくん
(福)すぎのこ会　みずほの家
ちょっ蔵 すぎのこ
○焼きそば（イモ入り）380円
○いもフライ（1本）　80円
営業時間／11:00～15:00
定 休 日／日曜日・第3木曜日
栃木市大平町横堀672
TEL／0282-20-1112　FAX／0282-22-1116